

動産賃貸借契約書

ホンダ太陽株式会社(登録番号:T2320001008768)(以下、「甲」という。)と●●●●株式会社(以下、「乙」という。)とは、本田技研工業株式会社(以下、「丙」という。甲及び丙を合わせて「ホンダ」という。)が所有し、甲に貸与した Honda 漕ぎ力計測ホイールシステムを乙に転貸することについて、次のとおり賃貸借契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

第1条(目的)

甲は、別紙「賃貸借明細表」記載の丙が所有し、丙から甲に対し貸渡した物件(以下、「本物件」という。)を、次条以下の約定により乙に貸渡し、乙は、これを借受け、甲に賃料を支払う。

第2条(使用目的)

乙は、陸上競技用車いすの漕ぎ力計測の目的(以下、「本目的」という。)にのみ、本物件を使用するものとし、本目的以外の目的でこれを使用してはならない。

第3条(善管注意義務)

1. 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって管理及び使用する。
2. 乙は、事前の甲の書面による承諾なしに本物件を改造し又は付属品を付加する等の変更を加えてはならない。甲の承諾を得て本物件に付属品を付加する等の変更を加えたときは、当該付属品の所有権は、甲に帰属する。
3. 乙は、第三者に対し、本物件の転貸、譲渡、質入れその他の処分を行ってはならない。
4. 乙は、本物件の引渡しから返還までの間、自己の責任と費用負担で本物件の使用に必要な保守をする。
5. 乙は、第2項に基づき本物件に対し付加又は改造等を行った場合、本物件と同等に取り扱う。

第4条(賃料)

1. 本物件の賃料(月額)は、別紙に賃料として定める金額(消費税等相当額を含む、以下同じ。)とする。
2. 甲は、賃料を含む消費税法第57条の4第1項各号に規定されている事項を記載した請求書を乙に交付してこれを請求し、乙は、請求書受領後、請求書に記載された期日までに甲の指定する銀行口座に振込む方法により、甲に支払う。振込手数料は、乙の負担とする。
3. 貸渡し期間中に発生する電力その他消耗品等に係る費用、本物件の保守に係る費用等の維持管理上必要な費用及びその他本目的のために本物件を使用するのに必要な費用は乙の負担とする。
4. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、甲は、本契約が期間満了前に終了した場合であっても、終了後の期間に係る賃料相当額は乙に返金しない。

第5条(事故発生時の責任)

本物件の使用又は管理につき、事故が発生し、乙又は乙の役員、従業員若しくはその他乙の使用

CONFIDENTIAL

する者に業務上の負傷その他の損害が発生した場合、甲の故意又は重過失によるものを除き、甲は、その責を負わない。

第6条(引渡し)

1. 甲は、乙に対し、甲乙協議のうえ定める日までに、別紙記載の引渡し場所にて本物件を納入するものとする。
2. 甲及び乙は、本物件の納入日にかかわらず、別紙に定める賃貸借の開始日を甲から乙への本物件の引渡し日とみなす。
3. 乙は、本物件が納入されたときから前項に定める引渡しの日時まで、善良な管理者の注意をもって、乙の負担で本物件を保管する。
4. 乙は、納入された本物件について直ちに自己の負担で検査を行い、本物件の規格、仕様、品質、性能その他に瑕疵のないことを確認する。本物件の規格、仕様、品質、性能その他に瑕疵があったときは、乙は、直ちにこれを甲に書面で通知し、甲乙協議の上これを解決する。

第7条(本物件の使用・保管)

1. 乙は、前条に定める引渡日から、本物件を使用することができる。
2. 乙は、法令等を遵守し、善良な管理者の注意をもって、「Honda 漕ぎ力計測システム取扱説明書」及び甲から別途提示する「重要事項説明書」(以下、「重要事項説明書」といい、「Honda 漕ぎ力計測システム取扱説明書」と併せて「説明書等」という。)に従って、本物件を使用する。
3. 乙は、本物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つよう、説明書等に従う。
4. 乙は、本物件が損傷したときは、遅滞なく甲に通知し、甲が定める書式に従って作成した「事故報告書」を提出するものとする。

第8条(期間)

1. 本物件の賃貸借期間(以下、「賃貸借期間」という。)は、前条に基づき、甲が乙に対し本物件を引渡した日から、別紙に定める期間までとする。
2. 本契約の有効期間は、本契約締結日より賃貸借期間満了後、乙による本物件の返還が完了するまでとする。

第9条(所有権侵害の禁止)

1. 乙は、本物件の第三者への譲渡、担保への差し入れ等丙の所有権を侵害する一切の行為を行ってはならない。
2. 乙は、甲の書面による事前の承諾がある場合を除き、本物件の第三者への転貸、指定の設置場所からの本物件の移動を行ってはならない。

第10条(権利義務譲渡の禁止)

乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

第11条(通知等)

1. 乙は、本物件に故障、毀損、滅失その他異常が生じたとき又は、第三者による仮差押、仮処分、競売、強制執行の申立、その他権利主張があったときは、直ちに甲に通知する。なお、乙は、当該通

CONFIDENTIAL

知の結果、甲により引渡し、返還等指示があった場合には、当該指示に従い、本物件を乙に引き渡すものとする。

2. 乙は、甲の指示に従い、本物件に、丙の所有物である旨の表示をしなければならない。
3. 乙は、甲が要請するときは、本物件の管理状況を甲に報告しなければならない。

第12条(費用負担)

1. 本物件の引渡し及び返還に要する費用は、乙の負担とする。乙は、本物件の引き渡し及び返還に当たっては、事前に甲が指定又は相当と認める運送業者を利用するものとし、運送費用については、甲が第4条に定める賃料とは別に乙に対して発行する請求書を受領後、請求書に記載された期日までに甲の指定する銀行口座に振込む方法により、甲に支払う。振込手数料は、乙の負担とする。
2. 本物件に賦課される公租公課相当額は、甲の負担とする。
3. 第3条第2項に基づき甲の承諾を得て本物件を改造又は変更する場合、これに要する費用は、乙の負担とする。
4. 甲の仕様・設計変更等により、本物件を改造又は変更する場合、これに要する費用は、甲の負担とする。
5. 本物件の使用に当たっては、ホンダが保険に加入するものとし、第4条の賃料には、当該保険の保険料も含むものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由により、ホンダに追加の保険料が発生した場合には、甲は、第4条に係る請求とは別に、乙に対して、当該追加の保険料を、本条第1項の請求方法を準用して請求するものとする。
6. 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、本物件に補修が必要となった場合には、乙に対し、当該補修に要する費用を請求することができるものとする。

第13条(秘密保持)

1. 乙は、秘密である旨を明示されてホンダから開示を受けた情報及び合理的な見地からホンダ又はホンダの関係会社若しくは取引先の秘密である事を理解する情報(以下、一括して「秘密情報」という。)を秘密として保持しなければならない、かつ、事前の書面による甲の承諾を得た場合を除き、これを第三者に開示し、又は漏洩してはならない。
2. 次の各号に定める事項は秘密情報から除外される。
 - (1) 開示の時点で既に公知の事項又はその後乙の責めによらずに公知となった事項
 - (2) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく乙が合法的な手段により取得した事項
 - (3) 開示の時点で既に乙が保有している事項
 - (4) 秘密情報を用いることなく乙が独自に開発した事項
3. 乙は、本物件を使用する者にも第1項の義務を遵守させ、そのために必要な措置を講じる。
4. 甲は、乙が前三項の規定に違反したとき又は違反した可能性があるときは、乙に対して、当該違反による損害の発生及び拡大を防止するための適切な措置を取るよう求めること、並びに損害の賠償を請求することができる。

第14条(損害賠償)

1. 乙は、本物件を毀損し又は滅失させたときその他本契約の履行につき甲又は第三者に損害を与えたときは、甲又は第三者に対し、その損害を賠償する。
2. 本物件の使用又は管理につき、事故が発生し、乙又は乙の役員、従業員若しくはその他乙の使用する者に業務上の負傷その他の損害が発生した場合、甲の故意又は重過失によるものを除き、甲

はその責を負わない。

第15条(返還)

賃貸借期間が終了した場合又は本契約が終了した場合は、乙は、別途甲が指定する期日までに、別途甲の指定する場所にて、乙の責任と費用負担により本物件を原状回復させうえて、甲に返還し、又は甲の指示に従った措置を取る。ただし、甲の仕様・設計変更等により、本物件を改造又は変更を加えた部分については、現状有姿にて甲に返還することができる。

第16条(データ等の取扱い)

1. 甲は、乙から、乙が本物件を利用し得られた車いすの漕ぎ力の測定値等のデータを取得しない。
2. 乙は、乙が本物件を利用し得られた車いすの漕ぎ力の測定値等のデータを、使用貸借期間終了後も引き続き利用できるものとする。本物件の使用によってなされた発明、考案、意匠その他の知的財産又はノウハウ等(以下、総称して「発明等」という。)及びその発明等に係る産業財産権その他の知的財産権(産業財産権を受ける権利、ノウハウ等に関する権利を含む。ただし、著作権は除く。以下、総称して「産業財産権等」という。)は、甲において、乙が保有する産業財産権等に依拠せず独自に発明等をなした場合、当該甲の発明等に係る産業財産権等は甲に帰属し、乙において、甲から提供された秘密情報若しくは甲が保有する産業財産権等に依拠せず独自に発明等をなした場合、当該乙の発明等に係る産業財産権等は乙に帰属する。ただし、甲が保有する産業財産権等に依拠若しくは、乙が甲から提供された秘密情報若しくは甲が保有する産業財産権等に依拠して発明等をなした場合、又は甲乙共同で発明等をなした場合、当該甲若しくは乙又は甲乙共同の発明等に係る産業財産権等の帰属は甲乙協議の上決定するものとする。
3. 乙が本物件を利用し得られた車いすの漕ぎ力の測定値等のデータ又は乙が記録した第三者のデータ等が漏洩した場合並びに乙又は当該第三者と甲との間でトラブルが発生した場合、甲は一切の責任を負わない。

第17条(反社会的勢力等の排除)

1. 甲及び乙は、本契約締結時において、自身が暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当しないこと、及びその取締役、執行役員その他実質的に経営を支配する者(甲又は乙が自然人である場合は、自身)が上記団体等の構成員等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを約する。
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないことを約する。
 - (1)相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (2)偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第18条(契約解除)

1. 甲及び乙は、本契約の期間中であっても、契約解除希望日の5営業日前の予告をもって本契約を解約することができる。本項に基づく解約を行う場合には、甲及び乙は、相手方に対し事業上の損害が生じないように配慮する。
2. 甲及び乙は、相手方が本契約上の債務を履行しない場合には、相当の期間を定めてその履行を催告のうえ本契約の全部又は一部を解除することができる。
3. 前項の規定にかかわらず、乙に次の各号の一に当たる事由が生じた場合には、甲は、本契約の全部又は一部を直ちに解除することができる。

- (1) 重大な過失又は背信行為があったとき
 - (2) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくは会社更生手続開始の申立があったとき又は解散若しくは合併の決議があったとき
 - (4) 手形若しくは小切手の不渡を出し、又は銀行取引停止処分を受けたとき
 - (5) 差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行滞納処分等がなされたとき
 - (6) 第10条に違反して本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡したとき
 - (7) 第13条に違反したとき
 - (8) 前各号に掲げるほか、本契約を継続できない事由が生じたとき(ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合を除く)
4. 前二項により本契約が解除された場合といえども、甲の乙に対する損害賠償請求は、妨げられない。
 5. 第2項の規定にかかわらず、甲及び乙は、相手方に第17条第1項の規定に反する事実があった場合又は相手方が第17条第2項の規定に違反した行為を行った場合には、相手方に対して損害の賠償を請求することができ、かつ、なんら催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。
 6. 前項の規定により解除権を行使した当事者は、本契約を解除したことによって相手方が損害を被った場合であっても、当該損害を賠償する責めを負わない。
 7. 本物件の使用期間中といえども、甲が本物件を自ら使用する必要が生じた場合又は乙が自己都合により本物件を必要としなくなった場合、甲乙協議の上、関連する別紙賃貸借明細書に係る本物件の賃貸借を終了することができる。

第19条(輸出管理)

1. 甲及び乙は、本契約に関して、輸出管理に関する全ての法律及び規則等(日本国外国為替及び外国貿易法ならびに米国輸出管理規則を含むが、これに限るものではない。以下、「関連法規」という。)を遵守するものとする。
2. 甲及び乙は、関連法規に基づき必要とされる関係国政府の許可を得ることなく、秘密情報を輸出又は再輸出してはならず、また、核兵器、化学兵器生物兵器及びミサイルの開発又は製造のために使用してはならない。
3. 乙は、本物件を、引渡し場所から国・地域を跨いで移動させる場合には、事前に甲に通知しなくてはならない。

第20条(存続条項)

本契約が解約、解除、期間満了その他の理由により終了した場合であっても、第10条(権利義務譲渡の禁止)、第13条(秘密保持)、第14条(損害賠償)、第15条(返還)、第16条(データ等の取扱い)、第17条(反社会的勢力等の排除)、本条及び第21条(裁判管轄)の規定は、本契約終了後も引き続き有効に存続する。

第21条(裁判管轄)

本契約に関する訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

第22条(協議事項)

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義を生じた事項については、甲乙誠意をもって協

CONFIDENTIAL

議のうえ解決する。

(以下余白)

CONFIDENTIAL

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

20●●年●●月●●日

甲 大分県速見郡日出町川崎3968番地
 ホンダ太陽株式会社
 (部署)
 (役職・氏名)

乙 (住所)
 (会社名)
 (部署)
 (役職・氏名)

CONFIDENTIAL

別紙:賃貸借明細表

本物件	1. 漕ぎ力計測ホイール 2 本 2. 4, 6 穴兼用ハンドリムプレート 2 本 3. 5 穴ハンドリムプレート 2 本 4. 周辺備品 (リモコン) 2 個 5. 工具類 一式 6. ネジ類 一式 7. 情報処理系 (Wi-Fi ドングル) 1 個
引渡し場所	〒
賃貸借期間	年月日より 年月日
賃料 (消費税等相当額込)	¥